

## 建設コンサルタント業務等における最低制限価格制度の改正について

山口市が発注する地質調査業務、測量業務（地籍調査を除く。）、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）においては、受注者の経営基盤の安定や、当該契約に係る業務に従事する労働者の賃金等へのしわ寄せを未然に防止するとともに、適正な履行の確保を目的として、平成30年4月から設計金額が1,000万円以上の建設コンサルタント業務等に最低制限価格制度を導入してきたところですが、さらなるダンピング受注防止対策の強化のため、設計金額が500万円以上の建設コンサルタント業務等に最低制限価格制度を適用するよう、改正を行います。

### 1 対象業務

設計金額が500万円以上の建設コンサルタント業務等で、競争入札に付するものを対象とします。

ただし、設計金額の全てを見積により算出したものは対象外とします。

### 2 最低制限価格の設定

実施要領の別表1及び別表2により算出します。

### 3 適用開始日

平成30年10月1日以後に入札公告又は指名通知を行うものから適用します。

### 4 その他

最低制限価格制度を適用する場合は、入札公告又は指名通知にその旨を記載します。

設定された最低制限価格を下回る価格で入札をした者は不落札となりますので御注意ください。